物件番号 3-2			最低売却価格	6, 9	73,00	0円
所 在 地			換地地積			
館林都市計画事業西部第一中土地区画整理事業施行地区内保留地 44街区 符号3			219.65 ㎡ (約 66.44 坪)			
売却形態 及び形状	換地地積による現状有姿売却		館林市立地適正化 計画で定める区域	居住誘導区域内 都市機能誘導区域内		
接面道路	東側 幅員6mの舗装市道					
供給処理施設	種 類	状 況	主な問い合わせ先			
	電気	有	東京電力エナジーパートナー㈱ 0120-99-5		5221	
	上水道	有(引込済)	群馬東部水道企業団 工務課 0276-45-27		2733	
	下水道	有	下水道課 管理係		0276-47-5159	
	都市ガス	有	館林ガス(株)		0276-72-4434	
※供給処理施設に	ついては、接面道路に配管や	配線がある土地	は「有」、ない土	地は「無」と記	載して	
います。引込可能かどうか等の詳細は各供給処理機関にお問い合わせください。						
法令に基づく 制限	都市計画法	都市計画区域	市街化区域( 第一種住居地域 )			
		建ぺい率	60%	容積率	200%	
洪水ハザードマップにおける物件の所在地館林市ホームページの洪水ハザードマップを参照						
公共施設(直線距離)	館林市役所		物件の南東方	ī 約	1.7	km
	館林市立第一小学校		物件の北東方	ī 約	1.2	km
	館林市立第一中学校		物件の北東方	ī 約	1.4	km
公共交通			物件の 南東方	,約	0.4	km
(直線距離)			物件の南方	前約	0.2	km

- ・建物の建築、一定規模を超える盛土等の工事を行う場合は、土地区画整理法、都市計画法、建築基準法、盛土規制法、及び県、市の条例等による手続き等が必要になる場合がありますので、事前に関係各所へご確認ください。
- ・物件の地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査及び越境物等の調査は行っておりません。 必要な場合は、引渡し後に買受人ご自身の費用負担と責任において行ってください。 上記の結果、地盤改良などの必要性が認められた場合であっても市は責任を負いません。
- ・電気、上下水道及びガス等の引込み手続き及び費用負担は買受人が行ってください。
- ・敷地内に先方柱及び地支線(いずれも設置費用は買受人の負担)が必要となる場合があります。
- ・敷地内の残地工作物等の撤去費用は買受人の負担とします。
- ・現状有姿での引渡しのため、売買時に新たな境界明示、境界立会い、測量は実施しません。 土地区画整理事業の完了時に「出来形確認測量」を行い、その結果、購入した土地の地積に増減が生じ た場合、契約時の単価により精算させていただきます。
- ·間口:約4m、奥行:約23m